

監査の結果に関する報告に基づいて講じた措置の公表

監査の結果に関する報告に基づいて講じた措置について、佐倉市長、佐倉市選挙管理委員会委員長及び佐倉市教育委員会教育長より通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

監査結果告示日 令和2年12月18日

措置結果告示日 令和3年 2月24日

佐倉市監査委員 滝 田 理

佐倉市監査委員 瀬 田 和 俊

佐倉市監査委員 岡 村 芳 樹

令和2年度定期監査及び行政監査(第1回)

監査対象部署

[予備監査及び監査委員監査]

市民部(志津出張所)、都市部(都市計画課、公園緑地課、建築指導課、住宅課、市街地整備課)、選挙管理委員会事務局、教育委員会(志津公民館、志津図書館(分館含む))

[書面審査]

財政部(財政課、市民税課、資産税課、債権管理課)、市民部(市民課、健康保険課、自治人権推進課、臼井・千代田出張所、根郷出張所、ユーカリが丘出張所、和田出張所、弥富派出所、西志津市民サービスセンター、佐倉市民サービスセンター、佐倉市パスポートセンター、志津コミュニティセンター、和田ふるさと館、ミレニアムセンター佐倉、消費生活センター、千代田・染井野ふれあいセンター、市民公益活動サポートセンター)、福祉部(社会福祉課、高齢者福祉課、介護保険課、障害福祉課)、健康こども部(子育て支援課、児童青少年課、健康増進課、生涯スポーツ課)、産業振興部(農政課、産業振興課、草ぶえの丘)、農業委員会事務局

[実地検査]

市民部(佐倉市パスポートセンター)

指 摘 事 項 等	措 置 結 果 等
<p>1 指摘事項</p> <p>(1) 契約事務について</p> <p>ア 事業の執行伺いの記載について(公園緑地課、市街地整備課、志津公民館)</p> <p>執行伺いについては、佐倉市契約事務要綱(令和2年4月1日施行(令和2年10月1日施行前))による佐倉市契約事務要綱をいう。以下同じ。)第4条第1項により、必要事項を明記し、承認を得なければならないと規定されている。</p> <p>しかし、必要事項が明記されていない執行伺いが12件(公園緑地課7件、市街地整備課1件、志津公民館4件)認められた。</p> <p>今後は、佐倉市契約事務要綱を遵守し、適正な契約事務を確保されたい。</p>	<p>1 指摘事項</p> <p>(1) 契約事務について</p> <p>ア 事業の執行伺いの記載について(公園緑地課、市街地整備課)</p> <p>執行伺いへの必要事項の明記については、佐倉市契約事務要綱の内容を全職員に周知徹底するとともに、起案審査における必要事項記載の確認を強化し、再発防止に努めてまいります。</p> <p>(志津公民館)</p> <p>佐倉市契約事務要綱を遵守し、適正な契約事務に努めてまいります。</p>

指 摘 事 項 等	措 置 結 果 等
<p>イ 予定価格書の封入及び封印について (公園緑地課、志津公民館)</p> <p>一般競争入札において作成する予定価格書については、佐倉市財務規則第130条により、封筒に入れて封印し、保管しなければならないと規定されており、この取扱いについては、同規則第143条の準用規定により、随意契約についても、適用される。</p> <p>しかし、「令和2年度志津公民館における夜間・休日等管理業務委託」(志津公民館)について、予定価格書を入れた封筒に封印がなかった。</p> <p>また、「カタクリ自生地復旧工事」及び「令和2年度緑化用種苗生産業務委託」の2件(公園緑地課)について、予定価格書を入れた封筒に封緘がされていなかった。</p> <p>予定価格書の取扱不適は、予定価格の漏えい等のリスクを抱えていることから、佐倉市財務規則を遵守し、適正な契約事務を徹底されたい。</p> <p>ウ 見積書及び見積書を入れる封書について (公園緑地課、志津公民館)</p> <p>随意契約における見積書の取扱いについては、佐倉市契約事務要綱第15条第5項の準用規定により、同条第1項及び第2項が適用され、見積書は、封筒に入れ、封緘の上、提出しなければならない。また、見積書には、見積合せ日を明記し、封書には見積日を表記しなければならない。</p> <p>「カタクリ自生地復旧工事」(公園緑地課)について、見積書を入れた封筒に封緘がされていなかった。</p> <p>また、「令和2年度志津市民プラザワイヤー式壁面緑化維持管理業務委託」(志津公民館)について、見積書に見積合せ日が明記されておらず、封書に見積日が表記されていなかった。</p> <p>見積書の取扱不適は、情報漏えい等のリスクを抱えていることから、佐倉市契約事務要綱を遵守し、適正な契約事務を徹底されたい。</p> <p>エ 見積合せ日等について(志津公民館) 事業の執行に当たっては、佐倉市契約事務</p>	<p>イ 予定価格書の封入及び封印について (公園緑地課)</p> <p>予定価格書の封入及び封印について、佐倉市財務規則を遵守するとともに、チェック体制を強化し、適正な契約事務の執行に努めてまいります。</p> <p>(志津公民館) 佐倉市財務規則を遵守し、適正な契約事務に努めてまいります。</p> <p>ウ 見積書及び見積書を入れる封書について (公園緑地課)</p> <p>業者から提出された見積書封筒への封緘について、提出時にチェックを行い、佐倉市契約事務要綱に沿った適正な執行に努めてまいります。</p> <p>(志津公民館) 根拠法令・事務処理要領等マニュアルに基づく事務処理を徹底するとともにチェック体制を強化し、再発防止に努め慎重に実施してまいります。</p> <p>エ 見積合せ日等について(志津公民館) 根拠法令・事務処理要領等マニュアルに基</p>

指 摘 事 項 等	措 置 結 果 等
<p>要綱第4条第1項により、執行伺いに必要事項を明記の上、承認を得なければならないと規定されている。</p> <p>しかし、「令和2年度志津市民プラザ植栽維持管理委託」について、承認を得た執行伺いに明記された見積合せ日と異なる日付で見積合せが行われ、履行開始日も、変更されていた。</p> <p>今後は、チェック機能を強化し、適正な契約事務を確保されたい。</p> <p>オ 随意契約関係書類の記載等について（公園緑地課、志津公民館）</p> <p>設計金額について、佐倉市契約事務要綱第4条第1項では、執行伺いに設計金額を明記し、当該事業に関する設計又は積算の根拠となる図書類（設計書等）を添付することが規定されている。</p> <p>しかし、設計金額と設計書の金額相違が2件（公園緑地課、志津公民館）認められた。</p> <p>また、見積書の徴取について、佐倉市契約事務要綱第28条第3項により、見積書を省略する場合は、市が決定する予定価格により協議し、同意書を徴することが規定されている。本規定に基づき同意書を徴しているにも関わらず、省略されるはずの見積書が添付されていたものが1件（志津公民館）認められた。</p> <p>その他、随意契約関係書類の記載及び作成に関し、事業場所、履行期間及び委託業者の記載誤りが3件（公園緑地課）、予定価格書の作成不備が3件（公園緑地課）認められ、さらには、見積合せ執行通知書等3件（公園緑地課）については、決裁による承認を得る前の日付により施行されていた。</p> <p>適正を欠く契約事務が散見されたことから、今後は、チェック機能の強化を図り、適正な契約事務を徹底されたい。</p> <p>（2）補助事業の交付関係書類について（都市計画課、建築指導課、住宅課、産業振興課）</p> <p>補助金等については、佐倉市補助金等の交付に関する規則及び各補助金交付要綱に基づき交付されている。</p>	<p>づく事務処理を徹底するとともにチェック体制を強化し、再発防止に努めてまいります。</p> <p>オ 随意契約関係書類の記載等について（公園緑地課）</p> <p>書類作成時における担当者の確認はもとより、決裁過程におけるチェック体制の強化を図り、適正な契約事務の執行に努めてまいります。</p> <p>（志津公民館）</p> <p>根拠法令・事務処理要領等マニュアルに基づく事務処理を徹底するとともにチェック体制を強化し、再発防止に努めてまいります。</p> <p>（2）補助事業の交付関係書類について（都市計画課、建築指導課、住宅課）</p> <p>「佐倉市公共交通事業継続支援金」、「佐倉市木造建築物耐震診断補助金」、「佐倉市被災住宅修繕緊急支援事業補助金」、「佐倉市中古</p>

指 摘 事 項 等	措 置 結 果 等
<p>「佐倉市公共交通事業継続支援金」については、佐倉市公共交通事業継続支援金交付要綱第6条に交付申請書兼実績報告書兼請求書の様式が定められている。</p> <p>提出された交付申請書兼実績報告書兼請求書1件について、対象事業者区分が記載されていなかった。(都市計画課)</p> <p>「佐倉市木造建築物耐震診断補助金」については、佐倉市木造建築物耐震診断補助金及び木造住宅補強改造工事補助金交付要綱第8条に実績報告書の様式が定められている。</p> <p>提出された実績報告書1件について、総合評価が記載されていなかった。(建築指導課)</p> <p>「佐倉市被災住宅修繕緊急支援事業補助金」については、佐倉市被災住宅修繕緊急支援事業補助金交付要綱第7条に交付決定通知書の様式が、同要綱第9条に実績報告書の様式が、同要綱第10条に額の確定通知書の様式が、それぞれ定められている。</p> <p>実績報告書3件について、修繕工事の概要が記載されておらず、又交付決定通知書及び確定通知書について、24件の交付申請日又は実績報告日の日付誤りが認められた。(建築指導課)</p> <p>「佐倉市中古住宅リフォーム支援事業補助金」については、佐倉市中古住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱第6条に交付申請書の様式が定められている。</p> <p>提出された交付申請書1件について、交付申請額に誤りが認められた。(住宅課)</p> <p>「佐倉市企業誘致・再投資促進助成金」について、佐倉市補助金等の交付に関する規則第3条には、申請者が法人その他の団体にあつては、当該申請者の所在地並びに団体名及び代表者名を記載した申請書を提出しなければならないと規定されている。また、実績報告について、佐倉市企業誘致・再投資促進助成金交付要綱第5条第1項には、交付申請書兼実績報告書の様式が定められており、同様式の申請者氏名欄には、「(団体名及び代表者名)」と併記されている。</p> <p>法人から提出された交付申請書兼実績報告書1件について、代表者名が記載されていなかった。(産業振興課)</p>	<p>住宅リフォーム支援事業補助金」について、申請書類の点検・チェック機能を強化し、佐倉市補助金等の交付に関する規則及び各補助金交付要綱に基づく適正な補助金交付事務に努めてまいります。</p> <p>(産業振興課)</p> <p>「佐倉市企業誘致・再投資促進補助金」に係る交付事務につきましては、今後、担当2名によるダブルチェックを行うことで、適正な事務執行に努めてまいります。</p>

指 摘 事 項 等	措 置 結 果 等
<p>今後は、チェック機能を強化し、適正な補助金交付事務を確保されたい。</p> <p>(3) 職員服務規程の遵守について(志津出張所、都市計画課、公園緑地課、建築指導課、住宅課、市街地整備課、選挙管理委員会事務局、志津公民館、志津図書館)</p> <p>佐倉市職員服務規程第21条第1項では、職員に対する出張命令は、出張命令書により行われなければならないと規定されている。</p> <p>しかし、上記各所属の事務連絡等による市内出張において、出張命令書により行われていないものが認められた。</p> <p>今後は、関係例規の遵守に努め、出張における服務規律の徹底を図られたい。</p> <p>(4) 備品の管理について</p> <p>ア 備品の標識(備品シール)について(志津公民館)</p> <p>佐倉市財務規則第279条第2項では、所管に属する備品に標識を付さなければならないと規定されている。</p> <p>しかし、大部分の備品には、標識が付されていない。</p> <p>今後は、佐倉市財務規則を遵守し、備品の適正な管理に努められたい。</p> <p>2 意見</p> <p>(1) 収入印紙等の管理について(佐倉市パスポートセンター)</p> <p>収入印紙、千葉県収入証紙及び現金については、佐倉市パスポートセンター内金庫にて保管されている。</p> <p>同金庫の管理について、一部に不十分な取扱いが、認められた。</p> <p>収入印紙等の管理については、万全を期されたい。</p> <p>(2) 佐倉ふるさと広場のチューリップについて(公園緑地課)</p> <p>佐倉ふるさと広場に植え付けられたチュー</p>	<p>(3) 職員服務規程の遵守について(志津出張所、都市計画課、公園緑地課、建築指導課、住宅課、市街地整備課)</p> <p>職員の出張命令については、佐倉市職員服務規程を遵守し、出張における服務規律の徹底を図ってまいります。</p> <p>(選挙管理委員会事務局)</p> <p>職員の出張命令については、佐倉市職員服務規程を遵守し、出張における服務規律の徹底を図ってまいります。</p> <p>(志津公民館、志津図書館)</p> <p>関係例規を遵守し、出張における服務規律の徹底に努めてまいります。</p> <p>(4) 備品の管理について</p> <p>ア 備品の標識(備品シール)について(志津公民館)</p> <p>標識が付されていない備品につきましては準備が整い次第付してまいります。</p> <p>今後は、佐倉市財務規則を遵守し、備品の適正な管理に努めてまいります。</p> <p>2 意見</p> <p>(1) 収入印紙等の管理について(佐倉市パスポートセンター)</p> <p>収入印紙等の管理及び収入印紙等を保管している金庫につきましては、万全の管理を徹底してまいります。</p> <p>(2) 佐倉ふるさと広場のチューリップについて(公園緑地課)</p> <p>昨年度の佐倉ふるさと広場のチューリップ</p>

指 摘 事 項 等	措 置 結 果 等
<p>リップについて、今年も、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策として、見頃の時期に花を刈り取った。</p> <p>来年開花用として、佐倉ふるさと広場に植え付けるチューリップの球根8種類81,000球の購入契約が6月に締結された。</p> <p>来年のチューリップの開花時期に当たっては、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえつつ、関係機関及び関係部署とも連携し、適切な対応を図られたい。</p> <p>(3) 志津公民館利用者の駐車場について(志津公民館)</p> <p>志津公民館の駐車場については、収容台数が58台と限りがあり、利用者が多い時には満車となり、混雑することから、線路を隔て隣接する商業施設の駐車場も、公民館利用者が駐車できるよう調整し、駐車スペースの確保を図ってきたところである。</p> <p>当該商業施設が撤退し、定期監査実施時点においては、これまで利用可能であった同駐車場が利用できない状況となっている。</p> <p>今後とも、公民館利用者のための駐車スペースの確保に努められたい。</p>	<p>刈り取りについては、新型コロナウイルスの感染拡大という前例のない事態の中で、来場者の密集防止のため、やむを得ず実施いたしました。</p> <p>国等の通達等を参考として、産業振興部が中心となり新型コロナウイルス対策ガイドラインを定め、チューリップフェスタの開催準備を進めております。</p> <p>なお、仮に感染拡大期に至った場合も刈取りは行わずに密集を避ける方策を講じてまいります。</p> <p>(3) 志津公民館利用者の駐車場について(志津公民館)</p> <p>公民館利用者はじめ、その他の来館者が駐車できるように、公共交通機関はじめ相乗りでの来館をいただきますよう引き続きアナウンス等するよう努めてまいります。</p>